

インドネシア向け観光プロモーション業務 公募型プロポーザル方式実施要領

近年、訪日旅行が増加しているインドネシアに対して、WEBプロモーションにより、川越市の観光情報を発信するとともに、川越市への誘客を促進し、地域経済の活性化を図るため、インドネシア向け観光プロモーション業務を委託しようとするものです。

- 1 事業の名称
インドネシア向け観光プロモーション業務委託
- 2 事業費限度額
1,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 3 委託期間
契約締結日から令和元年12月13日まで
- 4 委託料の支払い
完了払い
- 5 事業内容
インドネシア向け観光プロモーション業務委託仕様書のとおり
- 6 参加資格
本件に参加しようとする者は、川越市契約規則（昭和49年規則第21号）を遵守したうえ、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。
 - (1) 平成26年4月1日以降に、外国を対象とした本業務と類似の業務を元請（ただし、共同企業体で実施した場合は、代表者に限る。）として受注した実績があること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、川越市における一般競争入札等の参加を制限されている法人に該当しない者であること。
 - (3) 本業務委託の公告の日から業務委託契約締結の日までの間のいずれかの日においても、川越市建設工事等の契約に係る指名停止の措置要綱の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生
 手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条
 の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法
 の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく
 再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定
 し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。）でないこと。
- (5) 川越市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受け
 ていないこと。
- (6) 納付すべき市税等（消費税額及び地方消費税額含む。）を滞納してい
 ない法人であること。

7 選考スケジュール

	期 間	内 容
参加資格審査	令和元年5月28日（火）	公募開始 ※市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
	令和元年5月28日（火）から 令和元年6月 3日（月）午後5時15分まで	質問の受付
	令和元年6月 5日（水）	質問に対する回答 ※市ホームページで公開します。
	令和元年5月28日（火）から 令和元年6月10日（月）午後5時15分まで	プロポーザルへの参加申込み受付 ※電子メールで提出してください。
	令和元年6月11日（火）	参加資格の確認結果の通知 ※電子メールで通知します。
本審査	令和元年6月12日（水）から 令和元年6月17日（月）正午必着 ※持参の場合は、土・日を除く	企画提案書の提出の受付 ※紙に出力したものと及び電子データを提出してください。
	令和元年6月19日（水）予定	審査委員会による評価の実施 ※プレゼンテーションは実施しません。
	令和元年6月下旬	結果通知 ※電子メールで通知します。
契約	令和元年7月上旬	契約締結（予定）

8 参加申込み

本件に参加する意思がある場合は、次の書類を電子メールに添付して

提出してください。提出がない場合は、本件への参加は一切認められません。

- (1) 公募型プロポーザル方式参加申込書（様式1）
- (2) 業務経歴書（様式4）

No.	内容	期間・詳細等
①	受付期間	令和元年5月28日（火）から同年6月10日（月）午後5時15分必着
②	提出方法	「様式1」及び「様式4」に必要事項を記入し、電子メールに添付して観光課へ提出してください。電子メールの表題は「公募型プロポーザル参加申し込み（事業者名）」としてください。
③	参加資格の確認	提出書類に基づき参加資格の確認を行い、令和元年6月11日（火）までに参加資格の確認結果については、参加申し込みをいただいた全ての事業者へ電子メールで通知します。参加資格を有する事業者には、企画提案書等の提出をお願いします。

9 質問の受付

この公募型プロポーザルに関して質問がある場合は、以下のとおり質問票（様式2）を電子メールに添付して提出してください。

No.	内容	期間・詳細等
①	受付期間	令和元年5月28日（火）から同年6月3日（月）午後5時15分必着
②	提出方法	「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して観光課へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザル質問（事業者名）」としてください。送信後、観光課に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（窓口や電話での問い合わせ等）については回答いたしません。
③	回答	質問の回答については、令和元年6月5日（水）までに、市ホームページで公開します。

10 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下のとおり選考に必要な書類を持参又は郵送により提出してください。

- (1) 提案は1者につき1つの提案に限ります。
- (2) 1者から2つ以上の提案が提出された場合には、最後に提出されたものを有効とします。
- (3) 提出された応募書類は返却しません。また、応募書類の作成に係る経費は、提案者の負担とします。

No.	内 容	期 間 ・ 詳 細 等	
①	受付期間	令和元年6月12日（水）から同年6月17日（月）正午必着 ※持参の場合は、土・日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）	
②	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募型プロポーザル届出書（様式3） ・ 実施体制調書（様式5） ・ 業務工程表（様式6） ・ 誓約書（様式7） ・ 見積書（様式は任意とするがA4判・片面印刷とする。） ・ 企画提案書（様式は任意とするがA4判・片面印刷とし、上部又は左2箇所止めとする。） <p>●表題は「インドネシア向け観光プロモーション業務企画提案書」とすること。併せて、「提案者の所在、名称及び担当者の氏名、連絡先」を記載すること。</p> <p>●1ページ目は、目次とすること。</p> <p>●2ページ目以降に、「企画提案の基本方針、項目ごとの実施内容、スケジュール、実施体制等」を記載すること。</p> <p>●仕様書の内容と、仕様外で独自の創意工夫による提案の区別が明確に分かるように記載すること。</p>	提出部数 7部 （正本1部） （副本6部）

1 1 選考方法

- (1) 選考は、審査委員会で書類審査により行います。
- (2) 評価は、別紙「評価基準表」により行います。審査による評価の合計点が最上位の者を契約予定事業者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として決定します。
- (3) 最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会が決定します。
- (4) 選考に当たっては、審査委員会において最低基準を設けます。
- (5) 参加事業者が1者の場合も選考を行いますが、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとします。
- (6) 契約予定事業者が何らかの理由により、契約締結に至らなかった場合には、次点の者を契約予定事業者とします。
- (7) 選考結果は、令和元年6月下旬までに参加した事業者に電子メールで通知します。
- (8) 審査委員会での選考は、非公開とします。また、選考結果に対する異議申立ては、受理しません。

1 2 結果の公表

選考結果は、市ホームページで公表します。

1 3 契約の締結

本業務の委託事業者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、速やかに契約を締結するものとします。

1 4 参加事業者の失格

参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が事業費限度額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定める場合のほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1 5 その他留意事項

- (1) 本件に要する費用は、すべて参加する事業者の負担とします。
- (2) 川越市と契約する事業者は、予定した管理責任者及び担当者を配置するものとし、当該管理責任者及び担当者の交代については、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとし、
- (3) 川越市と契約を締結する事業者は、提出された企画提案書に記載された内容を基に川越市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、川越市の許可なく業務工程の変更はできないものとし、
- (4) 提出書類の著作権は、参加する事業者に帰属します。ただし、川越市が本件の結果の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとし、
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合は、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）に基づき提出書類の公開について判断します。
- (7) 参加申込みの後に辞退する場合は、「辞退届（様式8）」を提出するものとし、

1 6 担当課

産業観光部 観光課 観光企画担当（小高・並木）

所在地：〒350-8601

埼玉県川越市元町1-3-1 川越市役所5階

電話番号：049-224-5940（直通）

F A X：049-224-8712

電子メール：kanko@city.kawagoe.saitama.jp

ホームページ：<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>